

市役所本庁舎などの電話に直通番号を設定します

十二月から、各事務を担当する課や室・事務局に直接つながる直通番号を設けます。十二月十日発行の広報川越から、各記事の問い合わせは直通番号でお知らせします。なお、代表電話（TEL224-8811）も今までどおり利用できます。

問い合わせ

直通番号について▶管財課庁舎管理担当・TEL内線2322
広報川越について▶広報室広報担当・TEL内線3523

市立小・中学校の 少人数学級のための 臨時講師を募集

市では、よりきめ細かな授業と生活指導を行うため、市立小・中学校において少人数学級による授業を行っています。それに伴い、授業などを行う臨時講師を、次のとおり募集します。詳しくは、十二月二十一日金まで学校管理課（東庁舎一階）で配布する募集案内をご覧ください。

募集人員（予定）：若干名
応募資格：①小学校または中学校教員普通免許状を所有している、もしくは今年度中に取得見込み②地方公務員法第一六条および学校教育

法第九條の欠格条項に該当しない③医師による所定様式の健康診断書の提出により健康状態が良好④一年間、小中学生と共に教育活動に専心できる
*中学校の教科などについては、お尋ねください。
雇用条件（予定）：一日七時間三十分勤務、時給千五百円、週五日勤務、雇用期間中の社会保険加入
受験申し込み（郵送不可）
受付日時：12月21日（金）まで（土・日曜日を除く）の午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
受付場所：学校管理課
選考試験：来年1月20日（日）
試験会場：教育研究所（砂中

学校内）

問い合わせ：学校管理課教職員担当・TEL内線2911

国保税は社会保険料 控除の対象です

平成十九年中に納付した国民健康保険税（国保税）は、所得税の確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。

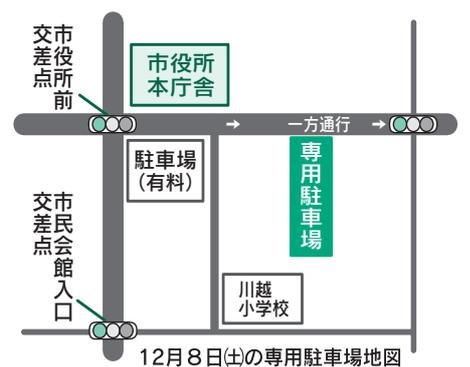
口座振替により納付している方には、十二月中旬に「国民健康保険税口座振替納付済額のお知らせ」を送付しますので、申告のときにご使用ください。

口座振替以外の方は、領収書を確認し、納めた国保税を申告してください。

問い合わせ：国民健康保険課
国保収納担当・TEL内線3826

十二月八日（土）、収納 窓口を開設します

次の日時に、市税と介護保険料の収納窓口を開設し、納付の相談も受け付けます。ぜひご利用ください。



12月8日（土）の専用駐車場地図

*車で来庁の際には、上の地図の専用駐車場（無料）をご利用ください。

市税と介護保険料収納窓口を 延長します

左表の日程で、市税と介護保険料（六十五歳以上）の収納窓口を、午後七時まで延長します。昼間に納付や来庁が困難な方は、ご利用ください。納付相談も同時に行います。

受付日時：12月8日（土）、午前8時30分～午後5時

納付できる税金・保険料の種類：市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、介護保険料

受付窓口：収税課⑥番窓口・国民健康保険課③番窓口（本庁舎一階）、介護保険課⑧番窓口（本庁舎一階）
*当日は、正面玄関をご利用ください。

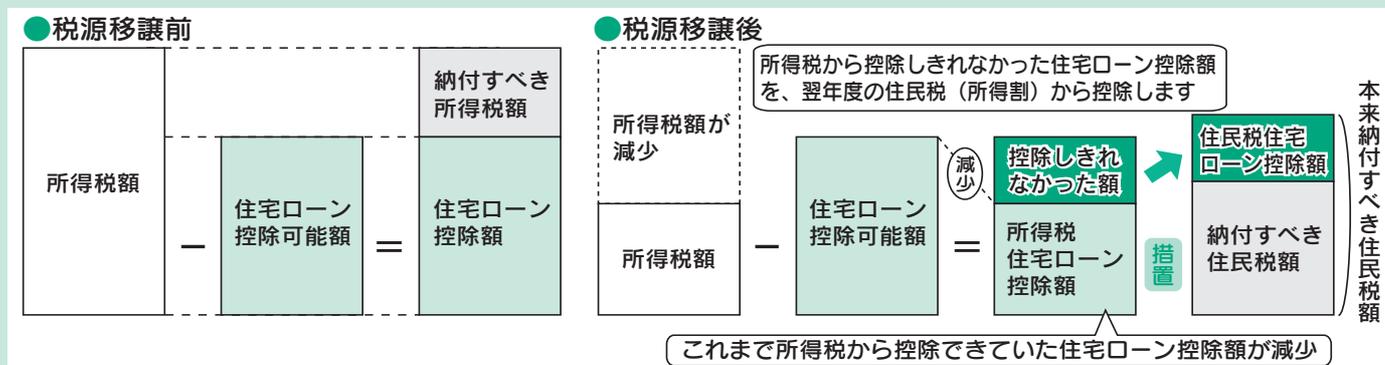
出張所での納付相談は、午後五時以降に受け付けします。介護保険料については、出張所での納付相談はできません。介護保険課へお越しください。

問い合わせ：収税課滞納整理担当・TEL内線2384
国民健康保険課国保収納担当・TEL内線3826
介護保険課資格担当・TEL内線2571

日程		受付窓口
十二月	十日（月）	古谷出張所・南古谷出張所 高階出張所
	十一日（火）	福原出張所・大東出張所・霞ヶ関北出張所
	十二日（水）	霞ヶ関出張所・名細出張所
	十三日（木）	霞ヶ関出張所・山田出張所
	十四日（金）	芳野出張所・山田出張所

住民税に 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が設けられました

平成19年から、地方分権を進めるために、所得税（国税）から住民税（地方税）への税源移譲が行われました。これに伴い、これまで所得税のみに適用されていた住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について、平成19年分以後の所得税額が減少することによって所得税額から控除できる金額が減少する方（平成11年から同18年までに入居した方に限ります）については、申告書を提出することで、その減少額を翌年度（平成20年度から同28年度まで）の住民税額から控除することができる新たな制度が設けられました。



対象（次の①または②に該当する方）

- ①税源移譲によって所得税額が減少したことにより、住宅ローン控除可能額が所得税額より多くなり、控除しきれなくなった方
- ②従前においても住宅ローン控除可能額が所得税額より多く、控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額がさらに増えた方

申告方法

①所得税の確定申告をしない方

来年1月1日現在の住所所在地の市町村に「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（税額控除申告書）」に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載された「給与所得の源泉徴収票」を添付し、提出してください。

②所得税の確定申告をする方

所得税の確定申告書と共に、税務署に「税額控除申告書」を提出してください。

*「税額控除申告書」は市民税課（本庁舎2階）および出張所の窓口で、12月3日(月)から配布します。①と②の場合では、「税額控除申告書」の様式が異なりますので、ご注意ください。

申告期間

平成20年度の住民税で控除を受ける場合は、来年1月4日(金)～3月17日(月)に申告してください。

なお、申告は毎年必要です。次年度以降も、忘れずに申告してください。

問い合わせ…市民税課個人住民税担当・TEL内線2343

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 火災などで損害を受けた家屋の固定資産税等が減免される場合があります 資産税課管理担当・TEL内線2363
消防局予防課が発行した「り災証明書」を持参し、資産税課（本庁舎2階）でご相談ください。詳しくは、お尋ねください。
- 視覚障害留学生（ベトナム人・男性）のホストファミリー募集 国際交流課国際交流担当・TEL内線2141
平成21年度末までの、金曜日の夕方～月曜日の朝。複数のホストファミリーによる交代制。若干の謝礼あり。詳しくはお尋ねください。
- 新清掃センター建設事業に係る費用対効果分析の結果を公表します 新清掃センター建設事務所・TEL234-0530
12月3日(月)以降の月～金曜日、午前8時30分～午後5時。閲覧場所は、新清掃センター建設事務所・環境施設課（本庁舎5階）・名細出張所。市ホームページでもご覧になれます。
- 北大路魯山人展 市立美術館・TEL228-8080
12月16日(日)まで、市立美術館と市立博物館で開催中。詳しくは、10月25日発行の広報川越No.1161・14ページをご覧ください。
- 「守ろう！ 確かめよう！ この最低賃金」 埼玉労働局賃金室・TEL048-600-6205
10月20日から、埼玉県最低賃金が1時間当たり702円に改正されました。また12月1日(土)から、6つの産業別最低賃金が改正される予定です。詳しくはお尋ねください。
- 来年3月に大学・短大・専門学校などを卒業予定または卒業後2年以内の方の「求人企業合同面接会」 埼玉県雇用対策協議会・TEL048-647-4185
12月7日(金)、午後1時～4時30分。大宮ソニックシティ（さいたま市）。履歴書を持参して、当日直接会場。
- 放送大学学生募集（平成20年度第1学期） 放送大学埼玉学習センター・TEL048-650-2611
出願受付期間は、12月15日(土)～来年2月29日(金)。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。
- 訂正 広報川越1162・19ページ 109パレット「山車製作に向けて、第一歩」
本文および写真説明中 誤＝「納會利（のそり）の舞」 正＝「納會利（なそり）の舞」 ご迷惑をおかけしました。